



— おめでとう20歳 —

1月15日、20歳を迎えられた方たちを祝う成人式が市民体育館で行われました。式は午前10時から始まり、新成人へのお祝いの言葉が贈られました。

こうなん

広報

No.156

昭和60年2月1日

2月

〔1月1日現在人口〕 男 5,088人 女 5,150人 計 10,238人
世帯数 2,592

おもな内容

- 議会だより…………… 2
- 歳末たすけあい募金報告…………… 2
- 所得税・住民税の申告…………… 3
- お知らせいちば…………… 4
- 保留地分譲案内…………… 5
- 消費者質問箱…………… 6

議会だより

昭和59年 第4回定例会

補正予算、条例改正など審議

昭和59年議会第4回定例会は、12月21日から26日まで開かれ、条例改正、補正予算などが審議されいづれも原案どおり可決されました。

補正予算

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億二十五万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ二十八億四百七十二千円としました。この補正は、地方交付税や補助金の決定等により行われたものです。

歳入面では、村税に四千万円、地方交付税に二千七百三十九万円、県支出金に二千八百四十九万円などが追加補正されました。また、歳出では、農林水産業費に五千三百五十七万円、土木費に三千四百八万円、総務費に一千八万円などが追加補正されました。

条例改正

- 江南村乳児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 江南村老人の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 江南村重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

改正内容は、乳児の医療費については、特に給付に関する改正はありませんが、重度心身障害者医療費及び老人医療費については、受給資格者の対象者の適用範囲が拡大されました。

まごころを

ありがとうございます

歳末たすけあい募金に六七四、六一二円

昨年十二月一日から三十一日までの一ヵ月間「みんなそろって明るいお正月を」をスローガンに、歳末たすけあい運動が実施され、総額六十七万四千六百十二円とい

う多額の募金が寄せられました。この善意の募金は、施設へ入所されている方、低所得に悩む世帯、母子世帯、老人世帯の方々のために有効に使われました。

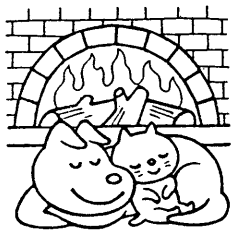
ここに募金結果を報告して、ご協力くださった地区役員さんや村民の皆さんの暖かい善意に対し、厚くお礼申しあげます。

戸別募金

成 沢	八四、六五〇円
三 本	三二、〇〇〇円
上新田	一一、六〇〇円
上押切	一九、八〇〇円

一般受付

新井つり具店(滑川町)	五二、〇〇〇円
ディーゼル機器労働組合	五〇、〇〇〇円
ディーゼル機器江南工場部課長	六〇、〇〇〇円
江南幼稚園「こども赤十字」	一〇、六〇九円
埼玉県宅地建物取引業協会熊谷支部	一三、〇〇〇円
塩常安寺檀信徒会	六、〇〇〇円
樋春真光寺	一一、九一〇円
須賀広釈迦寺	一四、二九一円
千代普門寺	六、八〇〇円
下押切宝幢寺	一四、六六〇円
江南村役場職員	一六、八九二円
合 計	二五七、一六二円



詳しくは、役場・住民課へおたずねください。

所得税・住民税

申告は正しく、指定日に

今年も住民税と所得税の申告を
していただく時期がまいりました。

申告の期間は、二月十六日から三月十五日までとなっておりますが、期限間近になりますと、相談会場が大変混雑いたしますので、なるべく定められた日時に済ませてください。

所得税の確定申告

例年のように税務署から申告書が送られますが、村で行う相談に該当される方以外は相談日及び会場が入っておりません。

ハガキで相談日の日程等申告の案内がまいりますので、この日程により申告をしてください。

◎村で行う確定申告相談日程

月 日	該 当 者	会 場
2月18日(月)	農業所得者 農業・給与 合算所得者	役場会議室 ☎36-1521
〳 19日(火)		
〳 20日(水)		
〳 21日(木)		
※時間……午前9時～午後4時		

村で行う

申告相談

農業所得者、農業所得と給与所得合算者の方については、上の表の日程により行います。

申告相談に 持参いただく書類

- (1) 案内状や同封の申告書
- (2) 給与支払、源泉徴収に関する帳簿や書類
- (3) 生命保険や損害保険などの支払証明書
- (4) 収入や所得計算の基となった書類
- (5) 印かん
- (6) その他機械化集団への支払証明書

住民税の申告

申告をしていただく方は、今年一月一日現在江南村に住所があり、五十九年中に所得のあった方です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- 一、給与所得者で他の所得がなく勤務先から給与支払報告書が役場へ提出された方。
- 二、所得税の確定申告をした方。

申告用紙の配布

住民税の申告をしていただくかなければならない人には、申告の日場所を記入した日程表と申告書

をお送りいたします。

日程は表のとおりですので、混雑をさけるために、なるべく指定日をご利用ください。

もし申告しなればならないのに申告書が届かない場合がありましたら、申告会場へおいでいただくか、税務課へ連絡してください。

持参していただく書類は、確定申告と同じです。

◎住民税申告相談日程

(各会場とも
午前9時～午後4時)

月 日	該 当 地 域	会 場
2月25日(月)	塩・柴・千代	農村センター (農協南支所協) ☎36-1304
〳 26日(火)	小 江 川	
〳 27日(水)	板 井	
〳 28日(木)	野原・須賀広	農業総合センター (農協本所裏) ☎36-1808
3月4日(月)	成 沢	
〳 5日(火)	三本・上新田	
〳 6日(水)	押 切	
〳 7日(木)	樋 春	
〳 8日(金)	御 正 新 田	

※以上について問合せは役場税務課へ

☎三六一五二(内線三四)

還付申告はなるべく郵送で

給与、利子、配当又は原稿料などの収入のみの方で、医療費や住宅取得費があるため、又はその他の理由で源泉徴収された所得税の還付を受けるための申告をされる方には、原則として確定申告書用紙の送付はしていません。

従いまして、この申告をするために用紙が必要な方は、申告書用紙を税務署や役場に用意してありますから、ご利用ください。

なお、還付を受けるための申告は、2月16日以前でも受け付けております。早く申告できれば早くお返しすることができます。お早めどうぞ。

また、還付金を受け取られる場合には、銀行、信用金庫又は農協等の預金口座への振込みをご利用ください。 [熊谷税務署]

行政・心配ごと相談

日常生活での困りごとや心配ごとでお悩みの方は、毎月第4火曜日にご相談に応じています。どうぞお気軽にお出かけください。

■とき

2月26日、3月26日、午前9時30分～正午

■ところ

江南村母子健康センター

教育相談

ご家庭で教育上お困りのことがありましたら、お気軽に教育委員会にご相談ください。

ご相談のときは、事前にお電話ください。

☎36-1521 (内線37)

☎36-5468 (直通)

老年期の精神障害に関する相談

熊谷保健所では、次のような症状があってお困りの方の相談をお受けしています。

- 最近物忘れがひどくなった。
- 人の話しがうまく理解できなくなったり、わけのわからないことを話すようになった。
- 目的がないのにうろうろ歩きまわるようになった。
- 日常の生活動作ができなくなった。

○幻覚や妄想がでてきた。

■相談日

毎月第2火曜日午後1時～2時受付

■相談場所

熊谷保健所 (熊谷市熊谷861)

☎0485-23-2801 (内線234)

科学万博 - 3月17日開幕 -

科学万博—つくば'85が、茨城県・筑波研究学園都市で3月17日から9月16日まで開催されます。

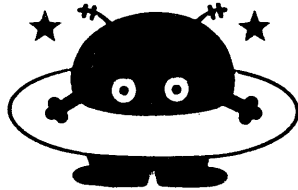
テーマは「人間・居住・環境と科学技術」です。

■入場料

大人…… 2,700円 (満23歳以上)

中人…… 1,400円 (満15歳以上23歳未満)

小人…… 700円 (満4歳以上15歳未満)



国民年金健康教養講座の参加者募集

■対象

国民年金の加入者と受給者

■とき

2月26日 (火) 午後1時～2月

詳しくは、下記にお問い合わせください。

役場	(36)	1 5 2 1
体育館	(36)	5 4 6 8
浄水場	(36)	4 7 4 0
老人センター	(36)	5 6 0 0
清掃センター	(36)	5 7 4 5

27日 (水) 午後3時

■ところ

国民年金保養センター「むさしの」(川越市)

■内容

趣味の教室「ゲートボール・カラオケ・社交ダンス」、年金のはなし、健康のはなし、年金相談、その他

■費用・定員

1泊2日コース 5,000円 (募集人員40名)、日帰り2日コース2,000円 (募集人員60名) 申込み多数の場合先着順

■申込

ハガキに住所・氏名・年齢・性別・電話番号・受けたい趣味の教室及び日帰り・宿泊の有無を明記し、〒336 浦和市高砂3-15-1 県国民年金課・健康教養講座係へ

■締切

2月9日(土)必着

■問合せ

県国民年金課

☎0488-24-2111 (内線2574)

ご存知ですか

国の進学ローン

国民金融公庫では、ただいま「国の進学ローン」のお取扱いをしております。高校、大学等に進学されるお子様の必要な資金を融資する制度です。融資のあらまは次のとおりです。

▽融資額

一進学者あたり五十万円以内

▽返済期間

高校、短大、専門学校……三年以内。大学……四年以内。

▽保証人

(助進学資金保証基金を利用するといりません。

▽利率

年七・六%

▽資金の使いみち

入学金、教科書等進学のときに必要な資金

※借入申込書をご希望の方、詳しく知りたい方は、左記へお気軽にご連絡ください。
国民金融公庫熊谷支店
☎二一七三二「国の進学ローン係」

定時制生徒募集

— 県立小川高等学校 —

一、願書受付

○第二次募集及び特別選考による募集
三月十八日(月)～三月二十日(水) 午後二時から七時まで受付

二、学力検査・面接

○第二次募集
三月二十五日(月) 午前九時

三、特典

○特別選考による募集
十九歳以上の方で、面接(学力検査なし)のみによる選考
三月二十五日(月) 午後一時

四、問合せ

小川高校定時制
☎0493-77-1158

"あとで"より"いま"が大切
火の始末



春の全国火災予防運動
2月28日～3月13日

区画整理区域内

保留地を分譲

3月1日～3月21日申込み

- ▼分譲方法
- (1)公開抽せん方式
 - (2)分譲する土地の現地案内日時
昭和六十年三月一日(金)～三月二十一日(木)午前十時～午後三時
 - (3)案内方法 徒歩にて案内する。
- ▼分譲地の申込日時・場所
- (1)日時 三月一日(金)～三月二十一日(木)午前十時～午後三時
 - (2)場所 区画整理組合事務所
- ▼抽せん会の日時・場所
- (1)日時 三月二十四日(日) 午前十時

保留地の位置、地積及び処分価格

表示番号	街区	符号	㎡/坪	単価 ㎡/坪円	公売価格 (円)
①	9	3-1	145.06 (43.88)	59,200 (195,715)	8,587,552
②		3-2	145.06 (43.88)	59,200 (195,715)	8,587,552
③	21	10	220.45 (66.68)	59,200 (195,715)	13,050,640
④	21	17	189.83 (57.42)	62,500 (206,625)	11,864,375
⑤	21	18	189.84 (57.42)	62,500 (206,625)	11,865,000
⑥	23	3	279.66 (84.59)	59,200 (195,715)	16,555,872
⑦	35	8	373.63 (113.02)	59,200 (195,715)	22,118,896

注) 面積は確定ではありませんので換地処分の時点で精算します。

(2)場所 区画整理組合事務所

▼当選者の決定
抽せんは、回転式抽せん器を使用し、各区画ごとの抽せん参加申し込み順位番号とが合致した者を当選者とする。補欠者も同様とする。

▼売買契約の締結
当せん者には、保留地売却決定通知書を交付しますので、通知をした日から五日以内に売買契約を結んでください。

▼売買代金の納入
土地売買代金は、契約締結と同時に契約金額の二〇%に相当する金額を、残金については売買契約

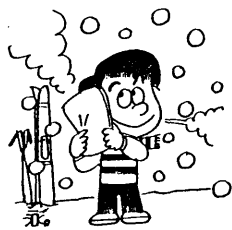
の締結した日から六十日以内に納入してください。

▼所有権移転登記
売却保留地の所有権移転登記については、土地区画整理組合法第一〇七条第二項に規定する換地処分に伴う登記の完了後に申請することになりますが、その際に要する費用は買受人の負担となります。

▼問合せ
江南村大字柴九一ー 江南中央
第一土地区画整理組合事務所
☎〇四八五ー三六一ー五二二
(内線 三三三)
☎三六一二八七八(直通)

■歳時記■

懐
炉



懐炉といえは、老人のものと思われていたのは昔のこと。今や懐炉はスキーに行く若者や、スタイルを気にして薄着する娘さんたちの必需品。

こんなことになったのは、使い捨て懐炉が登場して以来のことです。スキー場のトイレには、使い捨て懐炉の包装紙がいっぱい捨てられています。

昭和五十八年度に全国で消費された使い捨て懐炉は約二億九千万個と推定されています。日本人一人当たり三個ちかく使った勘定になります。使い捨て懐炉がこんなに伸びたのは、ここ数年のことです。

使い捨て懐炉の内容は鉄粉、水、塩、活性炭、保水剤などを

混ぜたもので、これが空気中の酸素に触れると発熱する仕組みになっています。一説には、朝鮮戦争の時、アメリカ兵が鉄粉に塩や水などを混ぜて発熱させ、保温に使ったのにヒントを得たといわれますが、本格的に生産しているのは日本だけ。アメリカ、カナダなどに輸出されています。

昔の懐炉は、石や塩を温めたものでした。ちよつと前までは、懐炉灰の懐炉や、ベンジンを使う懐炉が主流でしたが、今は使い捨て懐炉に追われて、売れ行き激減だそうです。

使い捨て懐炉は、普通サイズのほかには手袋などにいれるミニ・サイズや、靴に用いられる酸素の少なくてすむものなども登場しており、ますます親しまれそうです。

寒さ厳しい二月は「省エネルギー月間」です。貴重なエネルギーを効率よく使う工夫をしましょう。

消費者 質問箱

質 問

〔ケース①〕 十五万円の羽毛ぶとんを購入した。代金は〇〇信販カードを利用し、分割で支払うことにした。しかし、何回催促しても商品は届かないのに、支払い請求が来た。

〔ケース②〕 太陽熱温水器を設置し、支払いは△△信販との立替払い契約とした。三か月後ごろからタンクからたびたび水が漏れ、修理しても直らない。しかし、△△信販からの請求がくる。支払う必要があるか。

回 答

この相談例は、商品の代金を分割(二か月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分けて)して支払うものですが、支払い先は販売業者ではなく信販会社となっています。

このような場合、以前は販売業

者と購入者との間にトラブルがあっても、信販業者は立替金の支払いを請求した、という例があり、大きな問題となっていました。信販会社は、購入者に代わって販売業者に立替払いをした——つまり割賦購入を「あっせん」した——だけであるとの「主張」によるものです。

12月1日から支払いを拒否できるケースがもうけられました。

しかし、昭和五十九年十二月一日から施行された改正割賦販売法では「割賦購入あっせん」で購入した「指定商品」について、次のような場合はあっせん業者(相談例では信販会社)への支払いを拒否できる、とされました(ただし、商品の総額の合計が四万円未満の場合は、割賦販売法の規定による拒否はできません)。

- (1) 販売業者に債務不履行があったとき。例えば次のような場合です。
 - ①商品の引渡しがない
 - ②見本、カタログなどによって提示された商品と、現に引き渡された商品が違う
 - ③不良・欠陥商品
 - ④商品の引渡しが遅れ、商品購入の目的が達せられなかった
 - ⑤商品の販売の条件となっている役務(学習指導を条件とした教材の販売など)の提供がない
 - ⑥その他販売業者に債務不履行があった

● 話題のひろば ●

新春たこ上げ大会

江南村青少年相談員協議会



一月十三日、江南村青少年相談員協議会主催の新春たこあげ大会が、荒川グラウンドで行われました。当日は、午後一時の受付開始ごろからたくさんの方がつめかけ、風も出てきてますますのコンディション。二百人近く集まった人たちは、大人も子供も楽しそう。最後にいちばんよく上がったものや手作りだこに特別賞が送られました。

お誕生おめでとう

(十二月中届出)
()内保護者
敬称略

上新田 川島 俊浩 二男(利一)

押切 柴 沙也香 長女(光男)

三本 花岡亜里咲 長女(邦夫)

種春 高田 杏美 長女(幸雄)

御正新田 小川 康太 長男(保雄)

山本 興栄 二男(政夫)

小江川 杉田 実穂 長女(憲康)

飯塚 絵理 長女(民雄)

板井 大島 一彦 長男(重信)



(2) 売買契約が「成立していない」場合か「無効である」場合、または「取り消すことができる」場合です。五十九年十二月一日以降に売買契約の申込み、または契約をした商品について、前述の(1)(2)の理由が生じたときは、販売業者に対して商品の引渡し請求、交換、修理、契約解除などを求めることができる。同時に、それを理由にして、あっせん業者に支払いを拒否できるようにしました。ですから、支払いの請求を待たず、

直ちにあっせん業者に「支払いをしない」ことを申し出て下さい。あらかじめ申出書面が手元にある場合は、必要事項を記入のうえ送付することです。それでも解決しないような場合は、最寄りの通商産業局か消費生活センターに相談しましょう。